

平成19年2月28日

平成19年

第2回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成19年第2回教育委員会定例会会議録

平成19年2月28日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政 委員	委員長
渡邊盛雄 委員	委員長職務代理者
高山美智子 委員	
野口和矩 委員	
細島徳明 委員	教育長

計 5名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	佐藤喜美男
庶務課長	平山政雄
教育委員会事務局施設担当課長	金子二朗
学務課長（私学行政担当課長兼務）	鴨志田 隆
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	野口敏朗
社会教育課長	柿本伸二
大田図書館長	高橋正志

計 7名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会
会議規則第3条により、第2回大田区教育委員会定例会を招集した者は、
次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成19年第2回教育委員会定例会を開催する。

○ 委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。
傍聴希望者の許可を求める。

(「異議なし」との声あり)

○ 委員長

傍聴を許可する。会議録署名委員に細島教育長を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

(資料) 教育界の重要日誌1月分

15日、政府の教育再生会議、都内で「学校再生」分科会を開き、1月下旬に取りまとめる中間報告に、教育委員会制度の「存在意義を根本的に見直す」と明記する方針を決める。

19日、文科省、問題行動調査の見直し案をまとめた。

24日、教育再生会議、「『ゆとり教育』の見直し」など7つの提言を盛り込んだ第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩」を安倍晋三首相に提出。

文科省、学校給食費の未納が問題になっていることを受け、全国小・中学校の徴収状況を調査した結果を公表。後ほど学務課長から報告する。

25日、東京都教委、学校管理職に対し一般教諭へ降任するよう勧告できる制度を、公立小学校の副校長2人に初適用したと発表。

2005年度に国語の「書写」(毛筆、硬筆)を履修させていなかった学校が計66校あったことが都教委の調査で判明。大田区の該当はなかった。

26日、安倍首相、衆院本会議で初の施政方針演説を行い、教育再生を「内閣の最重要課題」と位置づけた。

29日、安倍首相、今国会に提出予定の学校教育法改正案など教育改革関連3法案について「成立を期して、提出を急いでいきたい」と述べ、今国会の会期内成立を目指す意向を明言する。

30日、1月末で委員の任期が切れる第三期中央教育審議会が都内で最後の総会を開き、「次代を担う自立した青少年の育成に向けて—青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策についてー」と題する答申をまとめ、伊吹文科相に提出。答申内容については、子どもの家事分担を国民運動とすること、携帯電話を悪用した犯罪などから青少年を守るために、フィルタリング機能を標準装備にし、各学校での取り扱いルールの策定等を求めていた。

(資料) 社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～－第一次報告－

平成 19 年 1 月 24 日 教育再生会議 (19 年 2 月 2 日 内外教育)

教育再生会議第一次報告による「7つの提言」と、「4つの緊急対応」に基づき教育界が動いている。「7つの提言」のうちの 2 つ目の 3 番、暴力など反社会的行動を繰り返す子どもに対する毅然たる指導、静かに学習できる環境の構築(通知等の見直し)により、2 月 5 日に文科省が「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」を通知した。また、教育再生会議が教育関連 3 法、「学校教育法」「教育職員免許法」「地方教育行政法」の改正を緊急対応として示している。2 月 21 日に教育関連 3 法の骨子案を中央教育審議会分科会に提示した。中央教育審議会は 4 日後の 25 日に教育 2 法「教育職員免許法」「学校教育法」については大筋了承した。ただし、教育委員会制度を扱う「地方教育行政法」については結論を持ち越した。安倍首相のリーダーシップにおいて最終決断がなされる。特に教育委員会制度のあり方については、教育再生会議ではかなり国の関与を求めており、中教審で一部それを否定する意見がある。規制改革会議、全国知事会、区市町村の教育委員会も反対している。「地方教育行政法」が焦点となって様々な関係団体での議論を経て、最終的に安倍総理の英断を持って通常国会へ法案が提出される。

教育再生会議の第二次は、5 月に報告書を提出する予定で、既に検討課題が 2 月 21 日に示された。1 点目、学校再生応援プランは学校が創意工夫できるよう学習指導要領を大綱化する。また、教育困難校への支援、教育バウチャー制度の検討を行う。2 点目、子どもと家族のための教育再生プランで仕事と家庭生活の調和の実行をあげる方策として企業に応援を求める、親を支援する制度の充実を図る。3 点目が国際的視点に立った教育再生プランで、社会変化に対応した教員養成プログラム、9 月入学を含む大学入学・卒業日程のあり方等が、第二次の教育再生会議によって議論される。一部分は区の教育委員会での検討課題と密接に結びつく。

1 いじめ問題の対応について

- (1) 文科省が、学校現場での取り組みの事例集をまとめて、3 月中に全国の小・中・高校に配付する。
- (2) 文科省の有識者会議で、教師向けマニュアル「いじめ対策 Q & A」を作成し、4 月中に全国の小・中・高校に配付する。
- (3) 全国人権擁護連合会と法務省が、小中学生が悩みを書いて投函できる無料の「SOS ミニレター」を全国の小中学校を通じ配付する。小学生 719 万人分、中学生 360 万人分用意し、相談は弁護士を中心とした人権擁護委員があたる。
- (4) 東京都の「いじめ相談ホットライン」は 24 時間対応となる。時間外は担当の臨床心理士 2~3 人の携帯電話に転送される仕組みに変更する。緊急性がある場合には、警察・児童相談所に連絡し対応する。
- (5) 警察庁のいじめに関する調査のまとめを報告する。児童生徒によるいじめがらみの傷害・恐喝が増えている。昨年は 233 件で前年比 41% 増、4 年連続で増加した。検挙・補導された児童生徒は 460 人で 41% 増である。中学生が最も多く 352 人である。いじめる相手は「力が弱い・無抵抗」が最も多く約 47% を占めている。1985 年がピークで事件数 638 件、検挙・補導数 1950 人であり、そのときほどではないが、4 年連続増加していることは大きな問題である。

2 国の動きについて

(1) 文化審議会

敬語の種類や働きを見直した「敬語の指針」をまとめ文部科学相に答申した。

今後中教審で議論され学習指導要領に反映される。敬語が 3 種類から 5 種類に分けられる。

(2) 文科省の学力テスト

学力テストが来年度実施されるが、参加状況は公立で犬山市の教育委員会が不参加、それ以外は全校実施する。私立の学校は全国ベースでは 4 割が不参加、東京都ベースでは 8 割が不参加である。不参加の理由として、独自カリキュラムを組み学習進度が公立と異なること、比較データを取ることが全国ベースで意味がない等としている。

(3) 文科省文部科学大臣優秀教員

国が「優秀教員」を認定するのは今回が初めてで、選ばれたのは、都道府県と指定市の教育委員会から推薦された 765 人である。教職経験 10 年以上で 35 歳以上の管理職以外を対象に初めて表彰した。

3 重要な判例について

(1) 君が代伴奏拒否訴訟(東京都)

君が代の伴奏を拒否した教員が懲戒処分された案件について、「職務命令は教員の思想・良心の自由を侵すものとして憲法 19 条に反するとはいえない」という最高裁の判決が言い渡された。

(2) 学校別テスト非公開の取消し訴訟（大阪府）

大阪府牧方市で、全市立小中学生を対象として市独自に毎年行っている学力診断テストの学校別成績を公開することを決めた。「学校のランク付けされる」として公開していなかったが、非公開決定の取り消しを求められた訴訟で 1、2 審とも敗訴。同市は「勝訴の見込みがない」と上告を断念し、判決が確定した。44 都道府県のうち、学校別成績を公表したのは和歌山県のみである。文科省は「判決は 1 自治体についてのもので、国と同列に論じられない。学校別成績を公開するつもりはない」としている。

4 東京都の動きについて

(1) 教育基本方針

東京都が 6 年ぶりに教育基本法の改正を受けて、教育基本方針を改定した。方針 3 は総合的な教育力と生涯学習の充実に改めた。方針 4 は都民に信頼され魅力ある学校づくりを目指した自立的な学校経営の改革を支援する方針に改められた。都教委の方針を参考にしながら、区教委の方針もこれから改定していく。

5 区市町村の動きについて

(1) 大田区

①全小学校にスクールカウンセラーを派遣する。

②おもしろ理科教室は、2 月 27 日に区長を交えて、東工大の副学長・担当教授と面談し全面的協力を得られることとなった。

- ③教育再生会議の委員が馬込第二小学校を視察に訪れて、「美しい日本語の話し方教室」の授業を視察し懇談した。
- ④都の「心の東京革命」の一環として実施された「食事と家族のふれあい～心も体も温まる食事」体験記事業で、久が原小学校4年の横山君が知事賞を受賞した。全国環境作文コンクールで山王小学校6年の中曾根君が都知事賞を受賞した。
- ⑤学校の地域懇談会でお酒を出したという報道をされたが、校長コメントは「地域の参加者と検討する」としている。

(2) 渋谷区

若手教員の資質向上のため校長経験者2人を付け、年3回授業を1日中見た上で指導する。

(3) 杉並区

- ①ベテラン教員や医師などによる教育緊急対応チーム(通称・教育S A T)を編成し、問題が起きた小学校に派遣する。
- ②エアコンを原則導入しない方針で、緑化や地中熱を利用した冷房の仕組みや、夜間校舎の窓を自動的に開け、熱を逃げるような仕組みによって環境対策を行う。

(4) 豊島区

教育ビジョン(案)を国の改革を見る前に総合的に発表した。大田区では国の改革を見てから発表したいと考えている。

- ①数値目標と結果指標を設定した。
- ②小学校1年から英語活動(A L T)を導入する。
- ③親子で体力テストを実施する。
- ④中学校1・2年の希望者全員に不得意科目などの補習を、1~3月の毎週土曜日に実施する。

(5) 葛飾区

学校教育モニター制度を試行する。これは、公募した区民や教育関係者らが教員の授業手法などを実際に見て評価するものである。区民参加型の外部評価が本格化してくる。

(6) 江東区

学習塾の講師を派遣して行う少人数指導や夏休みの補習授業を、既に実施している小学校に加え、中学校でも始める。

(7) 板橋区

食育カルタを300組作成した。例えば「あさごはん かならずたべて がっこうへー」などのカルタを作った。

(8) 品川区

平成20年に八潮地区に小中一貫校が開校するが、高専と共同でものづくり教育プログラムを開発する。ものづくりについては文科省研究奨励校として蒲田中・安方中・蒲田小で研究発表し良いカリキュラムを作っており、大田区でも同様の取り組みを行っている。

(9) 千代田区

児童福祉の分野と教育を一体化し、教育委員会に統合・再編した。

(10) さいたま市

「体育授業サポーター」派遣事業をはじめた。ボランティアの学生は少ないがスポーツジムのインストラクターと契約して、小学校に派遣し体育の実技を指導してもらう。これは多くの教員が 50 歳以上で実技指導能力が落ちているため、週 2 日・1 日 5 時間程度、器械体操などを指導する。

(11) 佐賀市

幼稚園・保育園・小学校の接続を研究し、この度プログラムを開発した。5 歳児の 12 月からのプレスタディ「えがお」、小学校では入学期（4・5 月）のソフトプログラム「わくわく」を開発した。冊子にまとめて全幼稚園・保育園・小学校に配付した。大田区でも参考にしたい。

○委員長

教育長の報告に質問、意見はないか。

○ 高山委員

久原小と山王小の児童が知事賞を受賞したという報告がありうれしく思うが、国の教員表彰で大田区の教員に該当した方はいるのか。

○教育長

文科省が都道府県の推薦を受け表彰する。大田区で該当したという報告を受けていないが後ほど指導室に確認する。

○ 野口委

いじめの出席停止については、校長の判断なのか、教育委員会の判断なのか。また、文科省からのいじめ事例集は、教員を対象なのか、生徒を対象に作成したものなのか。教員全員に配付されるのか。

○教育長

学校現場の取り組みの事例集であり、教員が参考になるいじめ対策 Q & A として作成されている。出席停止については、まず様々な指導を学校が主体となって取り組んだ結果の最終手段であるので、学校とともに教育委員会が判断をしていく。

○委員長

出席停止制度との関係で、資料に平成 13 年 11 月 6 日付文部科学省初等中等教育局長通知があり、出席停止が実施される場合にはこれが適用されると思われる。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○施設担当課長

ガス瞬間湯沸し器の調査報告をさせていただく。2月7日の横浜市鶴見区における死亡事故に基づく、不完全燃焼防止装置付（開放型小型湯沸し器）の点検について報告させていただく。小・中・養護学校、幼稚園、図書館、博物館を含め教育委員会全体の施設で857台のガス瞬間湯沸し器がある。このうち事故に該当する機種については、小学校で13台、中学校で9台の合計22台あった。今回の事故を踏まえて、この22台については直ちに使用禁止の措置をとった。点検等についてはガス会社及び製造業者に至急実施すよう指示している。学校には換気について今後とも注意するよう学務課から学校長宛通知した。

○ 学務課長

1. 指定校変更等申請について

(資料) 年度別 新一年生指定校変更等申請数

年度ごとの指定校変更の申請数について報告する。14年度から18年度までは入学時までの申請件数、19年度は1月31日までの申請件数である。今年度については1月6日(土)、7日(日)、9日(火)の3日間集中受付を行い、1月23日を一定の期限とし受付を行った。申請書の審査確認を終え2月15日に指定校変更等結果通知を申請者あてに通知した。申請数のうち山王小学校、久原小学校、矢口西小学校については、指定校変更を許可しないため該当者はいない。小池小学校と赤松小学校は、それぞれ児童数の上限を設定している。小池小学校は150名を超えた場合に抽選となる。学区内内外合わせて155名の希望数があり抽選となった。2月23日(金)小池小学校で抽選を行い既に結果通知を郵送した。赤松小学校は70名を上限としていたが、63名であったため、抽選することなく全員の受け入れが可能となった。それ以外の小中学校については、指定校変更を希望し当該理由が正当と認められる児童・生徒について、希望する学校の就学を許可することとした。

2. 学校給食費徴収状況について

(資料) 東京都各区市町村別学校給食費徴収状況一覧表

17年度の給食費の徴収状況について報告する。大田区は表の上から11番目で未納児童・生徒数の割合が0.8%、未納金額は約740万円である。この結果を受け教育委員会では、未納対策を各学校に指示した。未納が発生した場合の早期解決の重要性、

電話・文書・訪問等による督促の実施など、あらためて確認するとともに、保護者へ未納しないようにという趣旨の文書の配布も指示した。給食費相当分が支給されている生活保護世帯、就学援助受給世帯に対する適切な対応についても内容を盛り込んだ。更に、未納がある学校、未納がない学校、それぞれ数校を参考し事情聴取した。未納がある学校では集金袋の活用や、個別面談など未納対策に取り組んできた。今後未納を解消していくために、就学援助受給者に未納があった場合の校長口座への直接の振込み、生計が苦しい家庭には就学援助制度が適用できることをよりいっそう周知することなどについて確認した。また、未納が全くない学校については、初回の未納時・小額の未納時の対応の重要性が強調され、こうした有益な情報については各学校に周知していきたいと考えている。学校給食を円滑に実施していくためには、緊急に取り組んでいかなければならない課題として力を入れていきたい。

3. インフルエンザによる学級閉鎖について

1月以降全国的にインフルエンザの流行が見られると報告されていたが、2月になり大田区でもこの冬初めてインフルエンザによる学級閉鎖が実施された。現時点では2校で学級閉鎖となった。その他に、早く下校する学校、遅く登校する学校なども出ている。各学校には「うがい・手洗い」の徹底など再確認したい。

4. 大田区私立幼稚園関係予算要望の処理について

(資料) 請願・陳情書の処理について（報告）

第三回大田区議会定例会に、平成19年度大田区私立幼稚園関係予算の要望についての陳情が提出された。内容は、1. 幼児教育研究会補助金の充実、2. 教材・園具補助金の充実、3. 園児健康管理費補助金の充実、4. 「認定子ども園制度」導入にあたって私立幼稚園との連携を求める内容となっている。こども文教委員会で審議の結果採択され、可能な限り願意に沿うよう努力をされたいと意見が付された。これを受けて教育委員会では19年度予算案にどのように陳情の趣旨を反映させるか検討し、区長部局との調整の結果、教材・園具補助金、園児健康管理費補助金について充実することとし、19年度予算原案を作成し、現在開催中の平成19年第1回定例会で審議いただいている。「認定子ども園制度」に関する連携に努めていくことも合わせてこども文教委員会に報告しているが、すべての要望に応えていくことは難しいこともあり、幼児教育の研修会・補助金の充実は見送られることとした。

○ 指導室長

学校事故について報告する。2月22日（木）朝8時15分、仲良しグループが廊下でプロレス技で仰向けに担ぎ上げて落とすという技をかけようとしたが、バランスを崩し誤って側頭部から落とってしまった。生徒は左側頭部頭蓋骨骨折、硬膜下出血で開頭手術することとなった。命には別状なく後遺症も残らないとのこと。大変危険なことで、子どもたちの判断で自力で歩かせて水道で頭を冷やすなどの行為をしており、初期対応・緊急対応の問題があり、一昨日校長会で報告及び指導について徹底した。

○社会教育課長

(資料) 大田区総合体育館 区民意見募集への回答（案）

大田区総合体育館建設基本構想（素案）に対する区民の意見・要望について、教育委員会としての回答を報告させていただく。区民意見・要望が全87件寄せられ、重複した意見を整理すると32件出された。その中で今後基本計画策定に向け、意見を反映し

ていきたいと考えている項目について、簡単にこの中から報告する。3番全体について、共用部分（滞留スペース）は、イベント時の物販や交流・歓談スペースとして、スポーツ用品店や飲食店と連携し、活用できる空間にして欲しいという意見に、共用部分については、休憩・歓談できるようなオープンスペースを確保していきたいと考えている。4番全体について、利用者の利便を考慮して、アリーナ及びサブアリーナの地下に小スペースの運動スペースが欲しいという意見に、多目的に使える会議室のスペースを見直すことで、運動スペースを広げることを検討したいと考えている。10番小アリーナについて、フットサルの利用が可能に。また、バスケよりも広いフットサルを基準に設計をという意見には、国際規格のフットサルコート（約40m×20m）は大アリーナで利用可能と考えている。18番利用種目で、利用種目については、最大限多くの種目ができるようにして欲しいという意見に、出来る限り多種目も対応したいと考えている。25番その他で、水周りを1箇所にという方針は理解できるが、トイレ等休憩時には混雑が予想される。利用者の利便性を考慮して欲しいという意見に、トイレの数については、想定される利用者数等を考慮して検討したいと考えている。その他スポーツ振興審議会等でご意見を頂いているので参考にしながら、今年度末までに基本計画策定の作業を進めていきたい。

○委員長

ただいまの報告に質問、意見はないか。

○野口委員

バレーの区民大会で、大田区に9人制のバレーをする正式なコートがないと聞いたが、この体育館は6人制と9人制と両方に応しているのか。

○社会教育長

9人制と6人制の違いは、9人制のコートが若干広く、現在6人制のポール用の穴の位置でプレーしているので、大田区の9人制のバレーの大会はローカルルールで実施している。今回の体育館の基本計画素案の図面にある、バレーのコートの外側点・点で囲んでいる線が9人制バレーの大きさである。9人制バレーに配慮して検討していきたい。

○委員長

給食費の未納の割合が23区で一番高く、取り組みを強化していくかなければいけないと思うが、成果がどれくらい上がっているのか今後毎月追跡調査をしていただきたい。実績が上がっていかなければ功を奏していないということになる。

○学務課長

大田区87校、給食費の決算が終った段階で、1年間の未納額を把握している。毎月学校にこの報告を求めておりわけではなく、学校単位で集計している。毎月学校に報告を求めるのは難しい。

○委員長

前月のものでなくとも、2・3か月前のものでもいいので、流れを把握するために報告して欲しい。改善の傾向にあるのか、悪化しているのか把握していきたい。

- 学務課長
分かりました。
- 野口委員
給食費の未納では、小学校と中学校で違いがあるのか。
- 学務課長
中学校のほうが状況が悪い。
- 高山委員
外国人の方が理解できるような案内を作つて頂くようお願いしたと思うがどうなつているか。
- 学務課長
学校では未納者に対しての様々な対策をとつてゐる中で、家庭訪問・学校での面談など一人一人に対応することを必ず踏んでゐる。お互いに意思疎通を図る中で日本語が通じる場合・通じない場合に学校でそれぞれ工夫しながら対応をつしている。
- 委員長
ほかに質問、意見はないか。
(「なし」との声あり)
- 委員長
それでは承認してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)
- 委員長
承認する。

日程第3 「議案審議」

○ 委員長
第6号議案、第7号議案、第8号議案について説明を求める。

○ 庶務課長
※別紙資料により説明

第6号議案、「区指定無形民俗文化財の指定」について説明する。大田区文化財保護審議会からの答申書をつけさせて頂いている。六郷神社獅子舞の文化財指定については、審議会に文化財の是非について諮問する必要があるとして、昨年11月当委員会で審議いただき、今回文化財指定については相当であるという答申を受けたので、六郷神社獅子舞を区指定無形民俗文化財に指定し、豊かな地域芸術の振興と保存を進めてまいりたい。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第7号議案、「大田区立図書館処務規則の一部を改正する規則」について説明する。新旧対照表をつけさせていただいているので見ていただきたい。この4月から大田図書館を除く図書館については、指定管理者制度を導入する。そのため、処務規則上、大田図書館を除くその他の記述について削除する必要があるので削除整理させていただいた。

○庶務課長

※別紙資料により説明

第8号議案、「大田区教職員住宅管理規則を廃止する規則」について説明する。現在区内には教職員を対象とする住宅については、仲池上・西馬込・西糀谷の3つの教職員住宅がある。そのうち西糀谷住宅については既に廃止を決定しているが、今回は、仲池上住宅、西馬込住宅の2住宅について廃止を決定する。廃止の理由については、建築後仲池上は37年、西馬込は35年を経過しており、建物の老朽化が進み、耐震上の問題もあり検討した結果廃止という方向で決定した。この間関係者と協議を進めた。廃止後については、旧日本住宅公団、現在独立行政法人都市再生機構と社宅借り上げ契約を結び、教職員の入居希望の場合は斡旋していくよう変更していきたい。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは第6号議案、第7号議案、第8号議案について原案どおり決定する。

○委員長

これにより、第2回教育委員会定例会を閉会する。

(午後3時5分閉会)